

養育費・婚姻費用の算定表がこう変わる！

～日弁連新算定表と現算定表の比較から～

第二東京弁護士会会員・日弁連両性の平等に関する委員会委員 竹下 博将 (59 期)



養育費・婚姻費用の算定表は、離婚や子の養育に関する事件を扱う弁護士であれば、誰もが利用しているところである。しかし、現在、家庭裁判所の実務で利用されている算定表は、公表されてから既に 14 年が経過し、事案によっては不合理な結論となることなどから、2016 年 11 月に日弁連により公表された新算定表に関心を持っている会員も多いと思われる。

本特集では、本年 4 月 24 日に当会の前期弁護士研修講座の一環として行われた同名の研修をダイジェスト版として掲載する。

家事事件に携わる弁護士として知っておくべき算定表の考え方の基礎から、新算定表の使い方まで分かりやすく解説されており、業務の参考としていただければ幸いである。
(西川 達也)

第1 提言に至る経緯

1 はじめに

昨年（2016 年）11 月に公表された日弁連による養育費・婚姻費用の新算定表は、実務ではまだ定着していませんが、今の時代、依頼者が事前にネットなどで調べて、すでに新算定表について知った上で相談に来られるというケースも多いかと思います。

離婚、あるいは子供の養育について相談を受ける機会がある方は、新算定表の話は避けて通れないのではないかと思います。

2 現算定表

現算定表は、裁判官ら 8 人によって「判例タイムズ 1111 号」にて提案されました。

この現算定表は 2003 年 4 月に公表され、数年程度

で実務に定着しました。

もっとも、提案の内容についての検証はほとんどされることはなく、利便性が重視されたようです。それまでは労研方式であるとか、さまざまな方式で計算をする必要があって、だいたいの金額がどれくらいになるのかという目安が立てにくかったところ、表という形で公表されましたので、一気に普及したのだろーと思えます。

3 新算定表

現算定表の抱える問題については、2012 年 3 月に日弁連から出ました「『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書」*1（以下「意見書」といいます）で指摘されています。

日弁連の「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」*2（以下「提言」といいます）は、この意見書を具体化し、新算定表を提案しました。

* 1 : https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315_9.pdf

* 2 : https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_161115_3.pdf

表1 新算定方式の概要

1 基礎収入の算定	(1) 給与所得者 基礎収入＝総収入－公租公課（所得税、住民税及び社会保険料）【実額又は別表4】－職業費【別表6】 ＊理論値（別表4）を用いる場合、統計値（別表3）も参照する。 (2) 自営業者 基礎収入＝課税される所得金額－公租公課（所得税及び住民税）【実額又は別表5】
2 生活費指数	原則として、世帯員数と子どもの年齢に応じ、標準化された生活費指数（別表9）を用いる ³¹ 。
3 養育費の算定	(1) 義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費 ＝義務者の基礎収入×{子どもの生活費指数÷（義務者の生活費指数＋子どもの生活費指数）} (2) 養育費 ＝義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費×{義務者の基礎収入÷（義務者の基礎収入＋権利者の基礎収入）}
4 婚姻費用の算定	(1) 権利者世帯の生活費 ＝（義務者の基礎収入＋権利者の基礎収入）×{権利者世帯の生活費指数÷（義務者の生活費指数＋権利者世帯の生活費指数）} (2) 婚姻費用 ＝権利者世帯の生活費－権利者の基礎収入

³¹ 居住地における最低生活費が標準化された生活費指数（別表9）から乖離しているような場合には、生活保護基準及び子どもの学習費（別表10）を用いて具体的に算出される最低生活費（学校教育費を含む。）をもって生活費指数とすることも考えられる。

出典：日本弁護士連合会「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」（以下「提言」という）16頁

提言は、意見書に対する批判や各単位会の意見も踏まえて作成されたものです。意見書は、提言を理解するためにも必要ですし、主張書面などで引用することもあるのではないかと思います。意見書もぜひ併せて使っていただければと思います。

第2 現算定表の抱える問題と新算定表による修正

1 算定表の理念

(1) 生活保持義務

まず、現算定表も新算定表も、理念はいずれも生活保持義務にあります。養育費も婚姻費用も、それぞれ民法760条、766条1項を根拠として、義務者と同程度の生活水準を権利者、あるいはその子供に確保させるということが出発点になります。

この点について、新算定表は、住居費の格差解消を目指すなど、より徹底していると思います。

(2) 簡易迅速な算定

現算定表は、簡易、迅速な計算をするというところにも重点がおかれています。この点は、新算定表も同様に重視しています。

2 算定の枠組み

多くの方は現算定表を使ったことはあると思いますが、その具体的な内容や、こういったところに問題があるかというところまで理解した上で使っているという方は少ないのではないかと思います。

そこで、現算定表の具体的な内容をお話ししつつ、その問題点と新算定表による改善についてお話しします。また、そのような改善をすることで、弊害が生じないのかといったこともお話ししていきたいと思います。

(1) 基礎収入

3頁の表1（提言の別紙1）をご覧ください。「新算定方式の概要」と書いてありますがけれども、基本的な枠組みは変わりませんので、これを見ながら現算定表の考え方を説明したいと思います。枠組みとしては3段階で計算をするということになります。

まず1番目が基礎収入の算定です。基礎収入というのは可処分所得のことです。つまり、自由に使えるお金がいくらあるのかということを計算することになります。これは義務者であっても権利者であっても同じです。それぞれの自由に使えるお金はいくらあるのかをまず計算しましょうというのが第1のステップです。

表2 現算定方式・現算定表と新算定方式・新算定表の対比（給与所得者）

考え方		現算定方式・現算定表	新算定方式・新算定表
基礎収入の算定	公租公課 ＝所得税＋住民税＋社会保険料	税法等による理論値 総収入の12～31%	実額又は税法等による理論値 （家計調査年報による統計値も考慮） 理論値は総収入の17.08～34.31%
	職業費 ＝被服及び履き物＋交通＋通信＋書籍・他の印刷物＋諸雑費＋こづかい＋交際費	家計調査年報による統計値（被服及び履き物についてのみの有業人員分） 総収入の21.71～18.69%	家計調査年報による統計値（全費目について有業人員分） 総収入の15.29～9.11%
	特別経費 ＝住居関係費＋保健医療＋保険掛金	家計調査年報による統計値 総収入の25.93～16.40%	控除しない （住居関係費、保健医療及び保険掛金は基礎収入に含まれる）
	基礎収入	総収入－（公租公課＋職業費＋特別経費） 総収入の42～34%	総収入－（公租公課＋職業費） 総収入の67.51～59.86%
	親（義務者）		100
	親（権利者）	100	100（単身世帯の場合） 69（子ども1人世帯の場合） 57（子ども2人世帯の場合） 47（子ども3人世帯の場合） 41（子ども4人世帯の場合）
	子ども（0～5歳）	55	66（子ども1人世帯の場合） 54（子ども2人世帯の場合） 45（子ども3人世帯の場合） 39（子ども4人世帯の場合）
	子ども（6～11歳）	55	69（子ども1人世帯の場合） 57（子ども2人世帯の場合） 48（子ども3人世帯の場合） 42（子ども4人世帯の場合）
	子ども（12～14歳）	55	77（子ども1人世帯の場合） 65（子ども2人世帯の場合） 55（子ども3人世帯の場合） 49（子ども4人世帯の場合）
	子ども（15～19歳）	90	83（子ども1人世帯の場合） 71（子ども2人世帯の場合） 62（子ども3人世帯の場合） 56（子ども4人世帯の場合）
	義務者の基礎収入を義務者と子どもに按分	義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費 ＝義務者の基礎収入×（子どもの生活費指数÷義務者と子どもの生活費指数合計）	
	義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費を義務者と権利者で分担	養育費 ＝義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費×（義務者の基礎収入÷義務者と権利者の基礎収入合計）	
養育費・婚姻費用の算定に共通	義務者と権利者の基礎収入合計を義務者と権利者世帯に按分	権利者世帯の生活費 ＝義務者と権利者の基礎収入合計×（権利者世帯の生活費指数合計÷義務者と権利者世帯の生活費指数合計）	
	権利者世帯の生活費から権利者の基礎収入を控除	婚姻費用 ＝権利者世帯の生活費－権利者の基礎収入	
	算定表	それぞれの総収入25万円ごとに養育費・婚姻費用を算出し、1～2万円の幅で整理 子どもは2区分（0～14歳、15～19歳）	それぞれの総収入25万円ごとに養育費・婚姻費用を算出した金額を記載 子どもは3区分（0～5歳、6～14歳、15～19歳）

出典：提言17、18頁

(2) 生活費指数

2つ目のステップとしては生活費指数というものを考えます。

現算定表では、生活費について、大人を100とした場合、14歳以下は55で、15歳以上は90と考えています。このように、生活費の配分割合を見るのが生活費指数です。これが2つ目のステップです。

(3) 養育費・婚姻費用の算定

3つ目のステップが具体的な養育費・婚姻費用の計算ということになります。表1でいいますと、第3項が養育費の計算で、第4項が婚姻費用の計算です。

3 基礎収入

(1) 給与所得者

まずは、基礎収入、すなわち自由に使えるお金について考えます。これは、総収入（額面の収入の総額）から自由に使えないお金を控除して算出します。

現算定表では3つ控除しています。具体的には「公租公課」と「職業費」と「特別経費」です。この3つが自由に使えないものだと考えて、これら以外のもの（総収入からこれら3つを控除したもの）を基礎収入と考えてきました。基礎収入は、だいたい総収入の4割ぐらいになります。

基礎収入＝総収入－（公租公課＋職業費＋特別経費）

ア 公租公課

総収入から控除される「公租公課」，「職業費」，「特別経費」を順番に見ていきます。

まず，公租公課というのは，所得税と住民税と社会保険料のことです。これらは通常，給与所得者であれば天引きされていると思いますけれども，かつての実務では資料の提出をめぐって争いが多かったとのことで，その争いをなくすために現算定表では理論値というものを使いました。税法等を使って理論的に計算して，総収入に占める割合としては12%から31%になるとされています。

新算定表では，公租公課は，実額又は税法等による理論値（総収入の17%から34%）とされています。なお，現算定表と新算定表の違いは4頁の表2（提言の別紙2）にまとめてあります。

裁判所を通じて最終的に判断される際には，できる限り個別具体的な事情が反映されることが一般的には望ましいわけですから，抽象的な理論値よりも，実額で計算することができるのであれば，実額の方がいいのではないかと思います。

では，理論値を積極的に使う必要はあるのでしょうか。先ほど資料の提出をめぐって争いがあるというお話をしましたが，所得税は源泉徴収票を見れば分かりますし，住民税は給与明細を見れば分かりますし，それから社会保険料も源泉徴収票を見れば分かります。もちろん確定申告書でも確認できます。これらの資料は，収入認定のために必要なものですので，公租公課をあえて理論値で算定する機会は少ないと思います。

もっとも，源泉徴収票しか資料がないという場合には，住民税がいくらぐらいかという計算をする必要があるかもしれません。6頁の別表4を見ていただくと，

給与所得者の公租公課について所得税，住民税，社会保険料を理論的に計算していますので，住民税の割合を考え，住民税を算定することができます。

イ 職業費

① 職業費とは

次に，職業費です。これは，働いて収入を得るために必要なお金です。その意味で自由に使えるというわけではなく，これも総収入から控除されます。

職業費については，こういったものが職業費に当たるのかといったことや，職業費の支出を示す資料があるのかといったところで争いになりやすく，現算定表以前の実務では，だいたい総収入に占める割合を10%から20%として，裁量的に判断されてきたそうです。

② 現算定表の考え方

現算定表は，職業費について，7費目に絞りました。その上で，それぞれの費目について，総務省統計局の「家計調査年報」という統計資料を使いました。この資料は総務省統計局のウェブサイト*3で誰でも閲覧できます。この7費目を職業費と見て，具体的な収入に応じた職業費の割合を考えたのが現算定表です。

具体的な費目を見てみますと，6頁の別表6，別表7，どちらを見ていただいても一緒ですけれども，被服及び履き物，交通費，通信費，書籍，諸雑費，こづかい，交際費とあります。

なお，こづかいというと，サラリーマンの昼食代や交際費などを想像するかもしれませんが，「家計調査年報」におけるこづかいとは，使途不明金のことです。「家計調査年報」は，世帯の支出は細か

* 3 : <http://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.htm>

別表1 2011～2015年 基礎収入の総収入に占める割合【新算定方式】 (単位：円)

控除対象 項目	平均	年間収入十位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
公租公課	27.21%	19.51%	21.15%	22.02%	22.02%	22.76%	23.80%	25.02%	26.05%	27.05%	30.84%
職業費	9.96%	15.29%	12.27%	10.82%	10.47%	9.81%	9.35%	9.20%	9.11%	9.42%	9.30%
基礎収入	62.83%	65.20%	66.58%	67.16%	67.51%	67.43%	66.85%	65.78%	64.84%	63.53%	59.86%

＊公租公課について理論値（別表4）を利用し（平均値）、職業費について全項目で子どもや非稼働者の支出を除外し、特別経費を控除しない。

別表2 2011～2015年 基礎収入の総収入に占める割合【現算定方式】 (単位：円)

控除対象 項目	平均	年間収入十位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
公租公課	27.21%	19.51%	21.15%	22.02%	22.02%	22.76%	23.80%	25.02%	26.05%	27.05%	30.84%
職業費	17.12%	20.08%	18.63%	18.16%	18.63%	17.76%	17.13%	17.11%	16.72%	16.49%	15.46%
特別経費	17.58%	20.00%	17.14%	18.56%	18.61%	18.43%	18.36%	18.12%	17.74%	17.27%	15.51%
基礎収入	38.09%	40.41%	43.07%	41.26%	40.73%	41.05%	40.72%	39.75%	39.49%	39.19%	38.19%

＊現算定方式と同様の考え方による。

別表3 2011～2015年 公租公課の実収入比の平均値（給与所得者） (単位：円)

公租公課 項目	平均	年間収入十位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入（月額）	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
勤労所得税（月額）	13,975	2,239	3,757	4,613	5,718	7,432	9,592	13,113	17,637	23,578	52,075
個人住民税（月額）	16,688	3,009	5,934	7,826	9,765	12,033	14,449	18,013	22,456	27,880	45,517
社会保険料（月額）	48,981	17,622	27,304	31,562	36,768	42,001	46,940	55,331	63,267	73,373	95,644
公租公課合計（月額）	79,644	22,870	36,994	44,000	52,250	61,466	70,981	86,457	103,359	124,830	193,236
公租公課実収入比	17.05%	11.56%	13.58%	14.02%	14.33%	15.14%	15.91%	16.85%	17.78%	18.59%	21.34%

別表4 2015年 公租公課の実収入比の理論値（給与所得者）

公租公課 項目	年間収入									
	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
勤労所得税（年額）	0	27,056	54,419	84,743	138,549	203,485	307,831	471,191	644,148	815,472
個人住民税（年額）	0	63,000	116,600	176,000	243,200	306,800	374,500	454,500	539,200	623,100
社会保険料（年額）	170,816	309,652	473,292	619,316	747,688	911,340	1,074,980	1,174,444	1,227,948	1,288,388
公租公課合計（年額）	170,816	399,708	644,311	880,059	1,129,437	1,421,625	1,757,311	2,100,135	2,411,296	2,726,960
公租公課実収入比	17.08%	19.99%	21.48%	22.00%	22.59%	23.69%	25.10%	26.25%	26.79%	27.27%

(単位：円)

公租公課 項目	年間収入									
	11,000,000	12,000,000	13,000,000	14,000,000	15,000,000	16,000,000	17,000,000	18,000,000	19,000,000	20,000,000
勤労所得税（年額）	996,097	1,209,793	1,413,860	1,696,258	2,000,843	2,336,088	2,671,334	3,006,579	3,341,824	3,693,916
個人住民税（年額）	710,700	801,700	888,600	978,900	1,069,300	1,168,800	1,268,300	1,367,800	1,467,300	1,566,800
社会保険料（年額）	1,362,688	1,402,344	1,483,568	1,530,148	1,576,728	1,581,728	1,586,728	1,591,728	1,596,728	1,601,728
公租公課合計（年額）	3,069,485	3,413,837	3,786,028	4,205,306	4,646,871	5,086,616	5,526,362	5,966,107	6,405,852	6,862,444
公租公課実収入比	27.90%	28.45%	29.12%	30.04%	30.98%	31.79%	32.51%	33.15%	33.72%	34.31%

別表5 2015年 公租公課の課税される所得金額比の理論値（自営業者）

公租公課 項目	年間収入									
	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000
勤労所得税（年額）	51,050	104,652	206,752	380,322	584,522	788,722	994,454	1,229,284	1,464,114	1,801,044
個人住民税（年額）	110,000	210,000	310,000	410,000	510,000	610,000	710,000	810,000	910,000	1,010,000
公租公課合計（年額）	161,050	314,652	516,752	790,322	1,094,522	1,398,722	1,704,454	2,039,284	2,374,114	2,811,044
公租公課実収入比	16.11%	15.73%	17.23%	19.76%	21.89%	23.31%	24.35%	25.49%	26.38%	28.11%

(単位：円)

公租公課 項目	年間収入									
	11,000,000	12,000,000	13,000,000	14,000,000	15,000,000	16,000,000	17,000,000	18,000,000	19,000,000	20,000,000
勤労所得税（年額）	2,137,974	2,474,904	2,811,834	3,148,764	3,485,694	3,822,624	4,159,554	4,496,484	4,904,884	5,313,284
個人住民税（年額）	1,110,000	1,210,000	1,310,000	1,410,000	1,510,000	1,610,000	1,710,000	1,810,000	1,910,000	2,010,000
公租公課合計（年額）	3,247,974	3,684,904	4,121,834	4,558,764	4,995,694	5,432,624	5,869,554	6,306,484	6,814,884	7,323,284
公租公課実収入比	29.53%	30.71%	31.71%	32.56%	33.30%	33.95%	34.53%	35.04%	35.87%	36.62%

別表6 2011～2015年 職業費の実収入比の平均値【新算定方式】 (単位：円)

職業費 項目	平均	年間収入十位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入（月額）	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
被服及び履き物（月額）	6,537	4,252	4,439	4,619	4,986	5,208	5,598	6,402	7,585	9,096	13,155
交通（月額）	3,844	2,819	2,951	2,564	2,906	2,871	3,201	3,837	4,227	5,425	7,789
通信（月額）	7,235	5,653	6,085	6,280	6,803	6,785	6,941	7,291	7,776	8,889	10,023
書籍・他の印刷物（月額）	1,865	1,468	1,473	1,508	1,592	1,548	1,672	1,909	2,125	2,377	3,036
諸雑費（月額）	11,320	7,904	8,867	8,821	9,583	10,082	10,248	11,535	12,524	14,636	19,056
こづかい（月額）	6,078	1,004	2,436	3,192	4,552	5,046	5,699	6,568	7,738	10,025	13,328
交際費（月額）	9,672	7,147	7,154	6,963	7,745	8,274	8,345	9,641	10,987	12,803	17,858
職業費合計（月額）	46,551	30,247	33,405	33,947	38,167	39,814	41,704	47,183	52,962	63,251	84,245
職業費実収入比	9.96%	15.29%	12.27%	10.82%	10.47%	9.81%	9.35%	9.20%	9.11%	9.42%	9.30%

＊全7項目について、世帯人数で除し、有業人員を乗じて職業費を算出した。

別表7 2011～2015年 職業費の実収入比の平均値【現算定方式】 (単位：円)

職業費 項目	平均	年間収入十位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入（月額）	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
被服及び履き物（月額）	6,537	4,252	4,439	4,619	4,986	5,208	5,598	6,402	7,585	9,096	13,155
交通（月額）	7,050	3,840	4,710	4,574	5,505	5,542	6,282	7,637	8,342	10,178	13,888
通信（月額）	13,270	7,715	9,730	11,204	12,897	13,109	13,615	14,538	15,339	16,677	17,872
書籍・他の印刷物（月額）	3,426	2,006	2,356	2,695	3,022	2,998	3,283	3,813	4,206	4,465	5,413
諸雑費（月額）	20,763	10,781	14,179	15,745	18,184	19,492	20,101	23,011	24,705	27,429	34,005
こづかい（月額）	11,166	1,372	3,897	5,715	8,644	9,764	11,188	13,119	15,314	18,859	23,789
交際費（月額）	17,755	9,764	11,435	12,438	14,703	16,002	16,374	19,249	21,716	24,024	31,847
職業費合計（月額）	79,967	39,730	50,746	56,990	67,941	72,115	76,441	87,769	97,207	110,728	139,969
職業費実収入比	17.12%	20.08%	18.63%	18.16%	18.63%	17.76%	17.13%	17.11%	16.72%	16.49%	15.46%

＊現算定方式と同様の方法で職業費を算出した。

別表8 2011～2015年 特別経費の実収入比の平均値【現算定方式】

(単位：円)

特別経費 項目	平均	年間収入十分位階級									
		～2660000	～3520000	～4196000	～4882000	～5590000	～6348000	～7264000	～8370000	～10222000	10222000～
実収入(月額)	467,226	197,865	272,359	313,815	364,620	405,987	446,256	513,110	581,294	671,491	905,469
住居(月額)	22,623	24,603	24,918	25,403	23,575	21,771	21,903	20,884	21,144	19,455	22,571
土地家屋賃金返済(月額)	28,706	3,643	7,242	13,123	20,808	25,962	30,561	37,087	42,079	49,147	57,411
保険医療(月額)	9,688	5,509	6,259	7,728	8,438	9,065	9,343	10,643	11,530	12,794	15,575
保険掛金(科)(月額)	21,144	5,818	8,261	11,977	15,052	18,012	20,115	24,379	28,386	34,563	44,872
特別経費合計(月額)	82,161	39,573	46,680	58,231	67,873	74,810	81,922	92,993	103,139	115,959	140,429
特別経費実収入比	17.58%	20.00%	17.14%	18.56%	18.61%	18.43%	18.36%	18.12%	17.74%	17.27%	15.51%

別表9 生活費指数【新算定方式】

権利者と同居する 子の数	義務者	権利者	子1人当たり			
			0-5歳	6-11歳	12-14歳	15-19歳
夫婦のみ	100	100	—	—	—	—
1人	100	69	66	69	77	83
2人	100	57	54	57	65	71
3人	100	47	45	48	55	62
4人	100	41	39	42	49	56

注1：18～19歳の学習費(学校教育費)は高等学校と仮定

注2：まず、権利者と同居する子の人数を確認し(左列)、子の人数に応じた義務者、権利者及び子の生活費指数を、同一の行で確認する。

注3：住宅扶助に相当する指数は、1人世帯で40、2人世帯で47、3人世帯及び4人世帯で51である。例えば、義務者が1人世帯で、権利者が5歳以下の子1人との2人世帯である場合、義務者の生活費指数100のうち40が住宅扶助に相当する指数であり、権利者世帯の生活費指数135(=69+66)のうち47が住宅扶助に相当する指数である。

注4：学校教育費に相当する指数は、世帯の人数にかかわらず、0-5歳で4、6-11歳で3、12-14歳で8、15-19歳で15である。なお、6-14歳で5である。

別表10 子どもの学習費調査統計表(幼児・児童・生徒1人当たり年間額)

学校種別の学習費

平成26年度

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	119,175	319,619	59,228	885,639	128,964	1,022,397	242,692	740,144

平成24年度

(単位：円)

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	131,624	340,464	55,197	822,467	131,534	997,526	230,837	722,212

平成22年度

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	129,581	358,313	54,929	835,202	131,501	990,398	237,669	685,075

平均

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	126,793	339,465	56,451	847,769	130,666	1,003,440	237,066	715,810

出典：提言 別表1～10

く分かりますが、使途が分からないものをこづかいと定義しているのです。結局、現算定表は、使途不明金も経費と見ているということになります。

③ 新算定表の考え方

新算定表は、問題点は改善したいけれども、できるだけ変更点は少なくし、今の実務を尊重したいと考え、費目の問題については今回は取り上げていません。ただし、統計資料は最新のものをを用いています。

費目に変更はありませんが、6頁の別表6(新算定表)と別表7(現算定表)を比べてみると、被服及び履き物を除く6費目について別表6の方が半分強ぐらいの金額になっています。この6費目について、新算定表が計算方法を改めたからです。

「家計調査年報」というのは家計は分かりますが、

職業費が直ちに分かるわけではありません。例えば、交通費には通勤費も含まれていますが、通学費も含まれています。さらに言えば、プライベートでの移動に必要な交通費も含まれています。

他方、「家計調査年報」は、世帯の人数と働いている人の人数は分かります。そうすると、世帯の支出を世帯の人数で割れば、1人当たりの金額が分かります。その1人当たりの金額に働いている人の人数を掛けると、働いている人の分の金額(職業費)が分かります。

現算定表は、この計算方法を被服及び履き物について適用しました。しかし、ほかの6費目については適用しませんでした。つまり、ほかの6費目については、世帯としての支出全額を職業費だと見ました。言い方を換えれば、通学費も児童のための

書籍費も、これらはすべて職業費だと考えました。

これに対し、新算定表は、全費目について、この計算方法を用いるべきと考え、全費目について、働いている人の分の金額というものを考えました。

総収入に占める職業費の割合は、6頁の別表7（現算定表）では20%から15%ぐらいです。別表6（新算定表）では、15%から9%ぐらいまで下がります。

今までの実務と比較すると、職業費の割合が小さすぎると考えることがあるかもしれません。しかし、前述のとおり、もともとは職業費は10%から20%の範囲で裁量的に考えられてきました。全体として職業費の割合が低下していることもふまえれば、15%から9%ぐらいというのは、実務の連続性を考えても、問題はないように思われます。

なお、提言にも書かれていますが、厚生労働省の下で生活扶助基準に関する検討会が平成19年に検討結果を公表してしまして、そこでは、職業費が収入に占める割合は10%ぐらいだと指摘されています。その意味でも15%から9%の職業費というのはかなり妥当な範囲に収まっているように思います。

ウ 特別経費

① 特別経費とは

次に特別経費についてお話しします。今回は、この話だけでも理解していただきたいと思うぐらい重要なところですよ。

特別経費とは何かというと、これは個別具体的な支出であって、生活様式を相当変更しなければ、その金額自体を変更することが難しい、要するに柔軟性が乏しいという理由で、総収入から控除されてきたものです。言い方を換えれば、特別経費については、義務者及び権利者にその金額をあらかじめ

確保させますということです。

現算定表以前の実務では、特別経費が何かということについて争われ、その資料の提出をめぐる争いも争われていました。

現算定表は、特別経費を、費目としては住居費、医療費、保険掛け金の3つに絞り、資料の提出に代えて「家計調査年報」を用い、これらの争いを回避しました。7頁の別表8を見てください。総収入に占める特別経費の割合は、最新の「家計調査年報」では20%から15%ぐらいになっています。「家計調査年報」という統計資料を使えば平均値が分かりますので、偏りがないという意味で公平な金額が分かります。このようにして、特別経費について、資料の提出や金額をめぐる争いが解消できますので、現算定表は、基礎収入を簡易迅速に算定できるようになったというわけです。

② 現算定表における特別経費の問題点

ここまで話を聞かれて、特別経費について「家計調査年報」を使ったことはおかしいのではないかと、思われたでしょうか。

「家計調査年報」は統計資料です。平均値は分かっていますが、個別具体性はありません。抽象的な金額しか分からないわけです。

特別経費は、個別具体的なものであって、柔軟性に乏しいゆえに、総収入から控除されてきたのに、現算定表は、平均値を用いて抽象化してしまいました。個性がある故に控除してきたものを抽象化すれば、控除する理由がなくなってしまいます。

平均値を用いた結果、重大な弊害も生じました。特別経費は、収入に応じて決まりますから、1,000万円ぐらいの年収があれば、例えば200万円ぐらい住居費などに使えますよということで、あらかじめその金額を確保できます。ところが、200万円ぐら

いしか年収がないと、あらかじめ住居費などで確保できる金額は50万円ぐらいです。つまり、義務者と権利者の収入に差があれば、必ず住居費などに差が生じることになります。

生活保持義務の対象は、衣食住と一般的に言われています。生活保持義務の理念の下、同程度の生活水準を権利者、あるいは子供に確保すべきと考えられているのに、衣食住の「住」、すなわち住居費について、現算定表は格差を生じさせているのです。

収入が0円の人についてはどう考えるのでしょうか。例えば子供を保育園に預けることができず、働くことができない。あるいは病気のために働くことができない。そういった人については収入がありませんから、その収入に占める住居費は0円となります。現算定表は、そうした人の住居費は確保しない、不要だと考えています。

現算定表には、さらに問題があります。住居費について年収に応じた金額にする一方、子供を何人養育しているのかということは考慮しません。子供が多ければ広い家が必要になるとか、部屋を増やそうとか、あるいは学資保険のことを考えようとか、住居費、医療費、保険掛け金について支出が増えると思うんですけども、現算定表は、その点は一切考慮していません。この点が考慮される機会もありませんので、子供を養育した場合、そのために必要な住居費とか医療費とか保険掛け金というのは、権利者が全て負担せざるを得ません。

したがって、端的に言えば、子供を養育すればするほど、権利者は住居費を必要に迫られて出さざるを得ませんから、結果として、住居費以外の生活費が減り、困窮することになります。子供を養育する親に対して生活が困窮するような仕組みをつくった。

これが現算定表における特別経費の考え方です。

③ 新算定表における特別経費の取扱い

そこで、新算定表はどうしたかといいますと、重大な問題を生じさせる特別経費については、控除しないことにしました。言い方を換えれば、特別経費として一般的に住居費などを基礎収入の算定過程で考慮することは止め、特別な特別経費だけ考慮しようということです。衣食住のうちの住居費というのは生活保持義務の対象ですから、この住居費についても生活保持義務の対象として、基礎収入（自由に使えるお金）に含めてしまおうと考えて、特別経費は控除しないことにしました。

一般的に特別経費を控除するということはしませんので、結果として、算定の簡易迅速性は確保されます。

以上のとおりですので、給与所得者の基礎収入については、総収入から公租公課と職業費、この2つだけを控除することになります。新算定表は、職業費については一部費目の計算方法を修正し、公租公課については可能であれば実額で認定することとしました。

(2) 自営業者

自営業者について、簡単に少しだけお話ししておきます。10頁の図1をご覧ください。これは、確定申告書Bの書式です。自営業者の総収入は、左上の収入金額（売上）ではなく、右上の②⑥の「課税される所得金額」というものを前提として考えます。

②⑥の「課税される所得金額」を算出する際、左下の⑫の社会保険料をすでに控除していますので、自営業者の公租公課は、住民税と所得税だけです。社会保険料はすでに総収入の認定で考慮されているのです。

図 1 確定申告書 B

[illegible]

②⑥の「課税される所得金額」は、①所得金額から、②⑤所得控除を控除して算出しています。①の所得金額は、⑦の営業等の収入（売上）から経費（職業費）を控除して算出しています。

現算定表は公租公課及び特別経費を控除して基礎収入を算出してきましたが、新算定表は、給与所得者の場合と同じ理由で特別経費は控除しません。

4 生活費指數

次に、生活費指数についてお話しします。どのような割合で大人と子供にお金を分配するかという生活費指数について、現算定表は、「生活保護基準」と「学校教育費」を利用して標準化しました。

(1) 生活保護基準の利用

① 生活保護基準とは

生活保護基準には、生活扶助とか、住宅扶助とか、あるいは医療扶助とか、いろいろな扶助があります。そのうちの生活費ということで、現算定表は、生活扶助を利用しました。

生活扶助は第1類と第2類に分かれていて、第1類は、個人単位で必要なお金です。食費とか衣服費のことでして、何歳であればいくらというふうに決められています。

生活扶助の第2類は、世帯単位で掛かるお金です。世帯は、スケールメリットを生かすことができます。単身で暮らすよりも2人で暮らせば、あるいは3人で暮らせば、光熱費とか家具とか、そういったもの

が2倍、3倍必要かという点、そうではありません。世帯の人数が増えると、その世帯のスケールメリットを生かして、光熱費や家具といった費用は節約することができます。生活扶助の第2類は、世帯の人数に応じて金額が決まりますが、人数が増えても2倍、3倍にはならず、少しずつしか増えません。

② 現算定表の問題点

現算定表がどのように生活保護基準を利用したかについて、具体的に考えてみます。

例えば、大人1人の世帯では、生活扶助第1類が4万円で、生活扶助第2類も4万円とします。生活扶助額は8万円となります。

次に、大人1人と子供1人（5歳）の2人世帯を考えてみます。子供の生活扶助第1類は、例えば3万円としましょう。大人は4万円です。したがって、生活扶助第1類は子供3万円と大人4万円で合計7万円になります。世帯単位で考える生活扶助第2類は、2人世帯ですと、5万円ぐらいです。そうすると、第1類が7万円、第2類が5万円ですので、生活扶助額は合計12万円になります。

現算定表は、大人の生活費は8万円、子供の生活費は12万円から8万円を控除した4万円と考えました。生活保護基準だけで考えれば、子供（5歳）の生活費指数は50ぐらいになります。

子供の生活費について、このように考えてよいのでしょうか。例えば不正な受給があったなどの理由で、親について生活保護が停止されれば、子供にだけ生活保護費が支給されることになります。そのとき子供の受ける生活扶助第2類は、5万円と4万円の差額の1万円かといいますと、そうではなくて

4万円になります。しかし、現算定表は、子供が1万円で、大人が4万円であると考えていますので、この点が検討される必要があると思います。

③ 新算定表の考え方

そこで参考になるのが、子供の貧困率調査です。子供の貧困率というのは昨今、非常に問題になっています。その調査は、これも厚労省のウェブサイト*4を見て、どうやって考えているのかなと見ますと、子供1人当たりの収入（生活費）については、最も単純な計算方法としては世帯の金額を世帯の人数で割る方法がある、すなわち頭割りする方法が書かれています。

実際には世帯の人数ではなく、世帯の人数の平方根で割るということをしてしていますが、頭割りが子供の収入、子供の貧困を考えるとときの最も基本的で簡単な考え方だということは指摘されています。それを取り入れたのが新算定表です。

新算定表は、生活扶助第2類については、先ほどの例でいいますと、子供1人と大人1人で5万円という場合、大人も子供も2万5,000円と考えます。第1類は年齢によって違いますけれども、生活扶助第2類については頭割りをして、1人当たりいくらかのことであることを考えるべきではないかと新算定表では考えています。

ところで、先ほど基礎収入のお話で述べたように、住居費も基礎収入に含めますので、生活費指数との関係でも住居費も考えます。具体的には、住宅扶助を加算します。この住宅扶助も世帯人数によって金額が変わりますので頭割りしています。

以上のとおり、生活保護基準を利用する点では現算定表と同じですが、新算定表は、世帯人数に

* 4 : <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>

応じて決まる金額については頭割りをするということが、住居費を基礎収入に含めているので住居費についても生活費指数に含めるということ、この2点が違います。

(2) 学校教育費の利用

次に学校教育費についてお話しします。7頁の別表10のとおり、子供の学習費調査が文科省において隔年で実施されています。現算定表は、そのうち、学校教育費を考慮しました。

現算定表は、学校教育費について、国公立の中等学校に子女を通わせている親の平均年収を考慮して、生活保護基準に加算したと言っています。具体的な計算方法はよく分かりませんが、当時の生活保護基準や学校教育費というものをみていくと、どうも生活保護基準にそのまま学校教育費の金額を足して、55や90といったように5刻みぐらいで多少整理しただけのようです。

新算定表は、最低生活費であっても、学校教育費の平均値は確保しようということで、単純に加算しました。

(3) 標準化

現算定表は、大人の生活費を100とした場合の子供の生活費を計算し、これを標準化と言っていますけれども、生活費指数を求めました。新算定表においても生活費を標準化しました。

具体的には、7頁の別表9を見てください。子供の人数が変われば頭割りした金額が変わりますので、子供の人数に応じて権利者や子供の生活費指数は変わります。といっても、この別表9を見ていただければすぐに分かりますので、算定の迅速性を損なわせるようなものではないと思います。

(4) 年齢区分の見直し

子供の年齢区分について、現算定表では14歳以下と15歳以上の2区分でしたが、新算定方式ではこれを3区分又は4区分にしました。14歳以下のうち未就学児（5歳以下）を別区分とし、それからさらに4区分にするのであれば、小学生（6歳から11歳）を別区分とし、3区分でも4区分でも計算できるようにしています。

新算定表は、4区分ではなく3区分で考えています。

5 算定式と残された課題

(1) 養育費の算定

先ほど、3段階で計算すると述べました。1段階目の基礎収入のお話はしましたし、2段階目の生活費指数のお話もしました。3段階目の具体的な算定については、変更はありません。現算定表も新算定表も同じ計算方法です。

3頁の表1で新算定方式の概要を整理していますので、その第3項を見てください。養育費の計算は、細かくいえば2つに分かれています。まず(1)で、生活費指数を用いて義務者の基礎収入から子供に振り分けられる生活費というものを計算します。さらに、その子供に振り分けられる生活費について、(2)では義務者と権利者の基礎収入で案分するという形を取って、養育費（義務者分担分）を算定します。

(2) 残された課題

残された課題というのは、提言にいくつか書かれていますけれども、その中の1つが、上記の養育費の算定の(2)（案分）にあります。義務者の基礎収入から子供に振り分けられる生活費を、義務者と権利者の基礎収入で案分することで、相応に分担しようとする

点です。一見、公平だと思われそうですが、現実には権利者の方が基礎収入は少ないことが多く、義務者と同程度の生活水準を確保するために必要なお金を、単純に基礎収入で案分して分担すると、権利者としては、自分の生活水準を超える生活費についても負担するというようなことになりかねなくて、その結果、養育費が払われても、生活費指数と同程度の子供の生活費が確保されないことがあります。

例えば、義務者の手元に残るお金と子供の生活費を比べてみると、子供の生活費指数が55であるにもかかわらず、30程度であるということがあります。

(3) 婚姻費用の算定

同じく3頁の表1に戻って、第4項の婚姻費用の算定を見てください。

婚姻費用の算定も細かく見ますと2つに分かれています、まずは(1)で権利者世帯としてはいくらの生活費になるのかという計算をします。義務者と権利者の基礎収入(自由に使えるお金)の合計を、権利者世帯と義務者とで振り分けるのです。次に、(2)でその権利者世帯に振り分けられるべきお金から権利者の基礎収入を控除して、婚姻費用を計算します。この計算方法についても変更はありません。

6 新算定表の使い方

(1) 新算定表の概要

新算定表については、14頁の図2を見てください。この新算定表早わかりガイドは、新算定表の使い方を記したものです。

新算定表は、できる限り現算定表を踏襲しました。縦軸、横軸が、それぞれ義務者、権利者の総収入を示していて、現算定表同様、給与収入については25

万円刻みです。

一番右上を見ますと、ここでは3番の算定表を使っていますけれども、養育費なのか婚姻費用なのか、子供は何人いるのか、それぞれ何歳かということ特定して、どの表を使うかを考えていただくということになります。その意味でも現算定表と同じ使い方だと思います。

新算定表は年齢区分が3区分ですので、表の数が増えています。現算定表は19ですが、新算定表は39あります。

(2) 新算定表の使い方

表の中を見ると、それぞれのマスの中に具体的な金額が入っています。この事例では、義務者の給与所得が400万円で、権利者の給与所得が175万円です。子供1人、15歳の場合、これは400万円と175万円からそれぞれ右とか上に太い矢印を伸ばしていますけれども、それが交差するマスの7という数字、これが新算定表に基づく養育費です。

新算定表における公租公課は理論値です。職業費は6頁の別表6を使用し、特別経費は控除していません。

この7という数字を得るためにはマスを特定しなければならぬのですが、現算定表でもこのような作業はしていると思います。現算定表は1万円から2万円の幅で養育費、婚姻費用を整理したということで幅がありますが、実際は、6万円から8万円の真ん中で7万円だとか、いや、これは4万円から6万円の幅との境だから6万円だとか、ぎりぎりの数字というものを詰めて協議することが多いはずですので、実際はこの太い矢印と同じように、鉛筆でなぞったりして具体的にどこのマスなのかなということは考えているはずで、作業は変わらないと思います。

図2 新算定表早わかりガイド

算定表3 養育費・子1人表(子15~19歳)

[illegible]

注1:塗りつぶされたマスを上記にたどって表の枠外に記載された金額が、現算定方式(統計資料更新後)に基づく金額となる。

注2: 活用すべき資産や能力・機会などを有さない養育者に最低生活費を下回る生活費での生活を強いるべきではない。

注2:活用すべき資産や能力・機会などを有さない義務者に最低生活費を下回る生活費での生活を
 なお、本線以下の収入の義務者については、生活費が最低生活費に満たない可能性がある。

注3: 過大な住宅ローンの負担といった特別事情がある場合に算定額自体を修正する必要があるほか、算定表は、個別事情をほとんど考慮していないので、生活実態・事情を考慮して柔軟に定めることが望ましい。

注4:生活費指数は、義務者100、権利者69、第1子83である。

出典：日本弁護士連合会 新算定表 1頁 *5

(3) 現算定表の更新

ちなみに、新算定表は、現算定表も取り入れています。それが枠外（表外）の数字です。

新算定表は、無色と薄いグレーと濃いグレーの3色に塗り分けています。塗り分けられた色と同じ色のマスを上右にたどってください。7という先ほど見ていただいた数字というのは濃いグレーのマスですから、この濃いグレーを上右にたどっていくと、枠外（表外）に5という下線を引いた数字に当たります。これは、現算定表と同じ考え方で、最新の統計資料（家計調査年報）と最新の税制（公租公課）を用いて計算した金額です。

今までと同じ考え方だけでも、十数年前の資料、税制ではなく、最新のものを使っていますので、それだけでも参照する意味があると思います。古いものの方がいいという理由はないと思いますので、統計資料、税制を最新のものにしたら、ただし考え方は今までと変わらないこの表外の数字というのも積極的に活用できると思います。

この表外の数字は、1万円や2万円ぐらい上がっているケースが多いと思います。十数年前と比べて特別経費や職業費が下がった結果、基礎収入が増えたためだと思います。まずはこの現算定表の更新版だけでも使っていただきたいと思います。

7 意見書に対する批判について

(1) 裁判官による批判

新算定表の金額を使用したいときには、主張書面を作成することがあると思います。意見書については裁判官による批判がありますので、文献を紹介したい

と思います。

東京家裁にいらっしゃった松谷佳樹判事が、「法曹時報」66巻6号50頁、51頁において、意見書に対する批判をされています。

2つありまして、1つ目は、現算定表公表から10年以上経過しているけれども、経済指標などに大きな変動はなく、現算定表による金額が目安としての相当性を欠くような事情の変化は伺えないというものです。

しかし、意見書は、現算定表の考え方に問題があるという話を中心的にしています。新しい統計資料を使った方がよいということには触れてはいますが、それは中心の話ではありません。なお、統計資料には相応の変化がありましたので、この点は見直す必要があります。判例タイムズ1111号でも、このような場合には見直すべきだとされています。

2つ目としては、養育費、婚姻費用などはその状況に応じて都度計算する性質のものであって、精密に計算をしても、状況が変化すると見直すことも多いということを前提として、算定表というのは目安となる標準的な金額を示すという位置付けであって、子供の年齢区分を細かくすると、公租公課を実額でやるということは、正確かもしれないけれども簡易迅速性の観点から妥当とは思われないというものです。

「目安として位置付けられている」という性質があることは当然そうだと思いますけれども、意見書は、現算定表は目安として不適切な状況にあるのではないかという重大な問題を提起していますので、目安だから使ってもいいという話ではないはずです。

* 5 : https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_161115_3_01.pdf

(2) 意見書、提言の妥当性

子供の年齢区分を細かくすると、公租公課について実額でやるという点については、正確だと指摘されています。司法において、正確であることは重要ですから、その点は少なくとも評価はされていると思います。

簡易迅速性の観点について疑問が呈されていますけれども、提言では新算定表が提案されましたので、簡易迅速性の観点からは特に問題はなかならうと思います。公租公課を実額で計算することについては、多少手間かもしれませんが、3頁の表1のように提言には算定式が載っていて、計算に必要な数値はすべて表などで与えられていて、せいぜい掛け算、割り算があるという程度のもので、10分あれば十分計算はできると思います。そういった意味でも、簡易迅速性の点から問題になるということはなかならうかと思っています。

当事者は、新算定表について知っていますし、提言を全て読んでいる人も結構います。そうすると調停の場で、今までこうやってきましたからというだけで現算定表を使うことに納得できる当事者は少ないと思います。代理人としても説得的に主張をしていかなければ、当事者の信頼が得られない場合も出てくることが多いのではないかと思います。そのように皆さん対応していただければ実務は変わっていくのではないかと思います。

なお、提言については、内容の合理性は高く評価されているとして、今後はこの新簡易表が家裁実務等に広く使われることになると思われるとの指摘がされています（判例時報2322号70頁）。

第3 算定における諸問題と 新算定方式・新算定表

日弁連の提言に関し、補足説明資料として「新算定方式・新算定表の仕組み、使い方及び注意事項に関するQ&A」が公表されています*6。

このQ&Aは、新算定表について簡単に説明し、また、養育費、婚姻費用の算定との関係で問題となる諸事情について、実務において参照すべきとされている基本文献をおおむね整理したものです。それぞれの項目ごとに参照すべき文献の該当頁が記載されていますので、まずこのQ&Aを見ていただければ、その問題に関する基本文献がすぐに分かります。

本誌では、詳細なコメントは割愛しますが、具体的な項目としては、収入に関する注意事項として、年金受給者の基礎収入の算定方法、権利者又は義務者が高額所得者である場合の養育費・婚姻費用の算定方法などが、修正や応用についての注意事項として、養育する子供が4人以上の場合の養育費・婚姻費用の算定方法、義務者が住宅ローンを負担している場合、養育費・婚姻費用は減額されるかなどが挙がっています。是非、活用していただければと思います。

これら諸事情について、計算例や裁判例も整理した『養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル 具体例と活用方法』（日本加除出版）が7月10日に発行されましたので、こちらも是非ご参照ください。

*6 : https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_161115_3_02.pdf